

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (研究科長) 第2条 アジア・アフリカ地域研究研究科に、研究科長を置く。 2 研究科長は、アジア・アフリカ地域研究研究科の教授をもって充てる。 3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。  4 研究科長は、アジア・アフリカ地域研究研究科の校務をつかさどる。 (後 略)</p>	<p>(研究科長) 第2条 } (同 左) 2 } 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 <u>研究科長は、再任されることができる。</u> 5 研究科長は、アジア・アフリカ地域研究研究科の校務をつかさどる。  附 則 1 この規程は、平成24年4月9日から施行する。 2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。</p>